

# 空き家等対策地域活動費補助金

## 申請の手引き



宇都宮市 生活安心課

## 補助金の目的

地域において取り組む空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用などの活動に要する費用を補助することにより、効果的で継続的な空き家等対策の促進を図ることを目的としています。

## 補助金の対象者

単位自治会・地域まちづくり組織・地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体を対象とします。

## 補助金の対象となる事業

地域が取り組む空き家等の発生抑制や有効活用などの活動が対象になります。

以下に示す活動は、あくまでも例示であり、例示以外の活動も対象となる場合がありますので、詳しくは、生活安心課空き家・空き地対策グループまでご相談ください。

### （１）発生抑制活動

- ・ 樹木、雑草の繁茂や老朽家屋の放置などを発生させないための活動  
（チラシの配布などによる啓発活動など）

### （２）実態調査活動

- ・ 地域内の空き家等の把握などに関すること

### （３）適正管理活動

- ・ 空き家等の所有者に同意を得た、樹木や生け垣の剪定、草刈り

### （４）有効活用活動

- ・ 空き家の所有者に同意を得た、集会所として活用する場合の壁紙の張替え
- ・ 空き地の所有者に同意を得た、交流拠点広場、花壇等の整備

## 補助金の額

補助の対象となる経費と以下の補助限度額を比較し、低い額を補助金の額とします。

### 【発生抑制活動・実態調査活動・適正管理活動】の場合

10万円を上限。

### 【有効活用活動】の場合

40万円を上限。

※ ただし、宇都宮空き家会議からの活用に関する助言や改修の支援を受けながら、地域住民等において空き家の改修などを行う場合に限る。

## 補助金の対象となる経費

地域で取り組む空き家等の発生抑制や有効活用などに関して、自ら活動するために要する直接的経費のうち、実費を補助します。

※ 本事業の目的に照らして、補助の対象とならない場合があります。

### 〔対象経費の例〕

支出科目	補助対象品目
消耗品費（※）	文具類、用紙等の事務用品 など
燃料費	車両や草刈り機などに要するガソリン代 など
食糧費	茶菓子代（活動参加者用） など
印刷製本費	チラシの印刷代、写真の現像代 など
備品費	住宅地図、脚立、草刈り機、畳や襖の張替 など
処分費	剪定した枝等の処分のための持ち込み料・活用する空き家の家財道具処分に係る費用 など
車両・機材借用費	樹木剪定に必要な高所作業車両や剪定枝運搬のための軽トラック、電動のこぎり等のレンタル代 など

※ 1品または1組が税込1万円未満

### 〔補助金の対象とならない経費〕

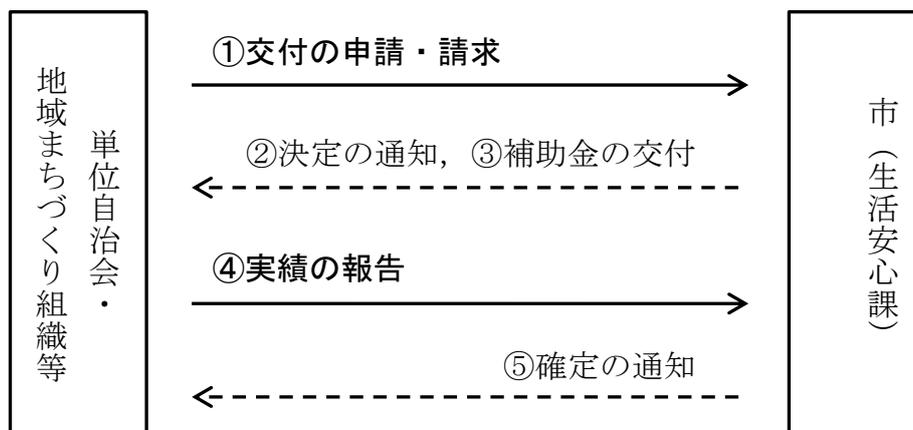
- ・ 他補助金の対象となっている経費
- ・ 飲食を目的とした懇親会、会議等における参加者の食事代
- ・ 作業に対する日当支給、お礼
- ・ 業者への業務委託費（空き家を活用する場合の家財道具処分費を除く。）
- ・ ボランティア活動に係る傷害保険、賠償責任保険

※ 宇都宮市市民ボランティア活動補償制度（市民の皆さんが安心してボランティアなどの市民活動を行えるよう、市が保険料を負担して、万が一の事故に備える制度）により対応しています。

### 《活動の円滑な実施に向けて》

- ・ 補助金を有効に活用し、実際に活動する団体のより良い活動の一助としていただけるようお願いします。
- ・ 消耗品や備品の購入等に際しては、保管場所や活動における利用方法など、地域の実情に応じた運用をお願いします。

## 手続きの流れ



### ① 交付の申請・請求

「交付申請書」、「事業計画書」、「収支予算書」、「団体の会則」、「交付請求書」などを提出します。

### ④ 実績の報告

「実績報告書」、「収支決算書」、「事業報告書」、「事業実績を示す資料（領収書等）」「補助金精算書」を提出します。

### 《留意点》

- ・ 補助金の対象となる活動については、活動時の記録（日時や場所、可能であれば活動の様子の写真など）を作成願います。
- ・ 補助金の対象となる経費については、「領収書その他支出を証する書類」及び「事業に関する成果物（補助金を活用して作成したチラシなど）」のすべての保管をお願いします。

### 《お問い合わせ先》

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 空き家・空き地対策グループ

電話 632-2266